

訟務部門の職務

訟務部門では、国を当事者とする民事訴訟及び行政訴訟などの訴訟事件を追行しています。また、地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人の民事訴訟及び行政訴訟のうち、国の利害に関係があると認められるものも、求めに応じてこれを追行しています。

先輩からのmessage ～現場の検察官から～

◆ 三村 仁 検事 (東京法務局訟務部付)

[トップページ](#)[サイトマップ](#)[業務支障情報](#)[ENGLISH](#)

検索

[詳細検索](#)

[トップページ](#) > [資格・採用情報](#) > [検事を志す皆さんへ](#) > 三村 仁 検事 (東京法務局訟務部付 平成12年度任官)

三村 仁 検事 (東京法務局訟務部付 平成12年度任官)

訟務部付検事として

原爆症訴訟, じん肺訴訟, 水俣病訴訟, 基地や空港における騒音公害訴訟, 情報公開訴訟, 入国管理(外国人の入国, 在留等)関係訴訟, 税金関係訴訟など, 国を当事者とするさまざまな訴訟が新聞等で報道されることがありますが, それらの訴訟事務を担当するのが, 法務省訟務部門及びその下部組織である各地方法務局訟務部です。私が所属する東京法務局訟務部では, 検察官, 裁判官, 弁護士出身の部付検事が23名おり, それぞれが配点された事件を担当しています。

部付検事は, 訴訟に関係する行政庁担当者から事件の事実関係等を確認した上, 適用される法律の解釈適用を検討し, 行政庁が行った処分や個々の公務員の行為の適法性について主張を構成していきます。そして, 主に準備書面を作成し, 裁判所に対し, 国の主張をいかに説得的にアピールできるかを日々模索しています。なかには, 事件を通じて初めて触れる法律も多く, その解釈, 適用をめぐる, 法律の制定経緯や目的, 趣旨から正しい条文解釈を検討することを要求される場面もあり, そのような経験を通じて法律家としての幅を広げることができるのではないかと考えています。

他方, 私は, 検察官として, 全国の検察官有志で組織される検察官サッカー部の幹事を務めています。検察官チームは, 東京高検管内の各地検の事務官チーム対抗で開催される東京高検大会を中心に各種大会に参加させてもらったり, 2年に1回, 日本と韓国で交互に行われる日韓検察庁親善大会の検察官チームに選手を派遣したりしています。平成21年7月には韓国で第5回大会が開催され, 事務官チームは勝利し, 検察官チームは引き分けに終わりました。検察官チームとしては, 2年後の日本での大会での勝利に向けて再び活動を続けています。これらの活動を通じて, 試合での勝利もさることながら, 先輩や後輩との絆を強め, 更には韓国の検察官との親交を深めることができ, 人と人とのつながりの大切さを実感するところです。

訟務検事, 検察官サッカー部ともに, 普段の検察実務だけでは得難い経験を得られる場所だと思っておりますので, 興味のある方は是非一緒に体験していただきたいと思っております。

[戻る](#)

[「検事を志す皆さんへ」トップへ](#)

判検交流

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

判検交流 (はんけんこうりゅう)とは、日本の裁判所や検察庁において、一定期間、裁判官が検察官になったり、検察官が裁判官になったりする人事交流制度のことである。

目次

概要

この制度が始まった経緯は、第二次世界大戦終結間もない頃、法務省に民事の専門家が不足していたことによる。しかし、この制度は具体的な法律に基づいて行われているものではなく、当初の法務省の人員不足の問題が解消された後も現在に至るまで惰性的に継続されているとされる。2000年代からは、毎年40人前後の裁判官が法務省の民事局や訴訟部門、検察庁などに出向している。逆に、検察官が裁判官になる場合もある^[1]。もともと、日本国内の全ての裁判所と裁判官を支配・統制している最高裁判所事務総局は、法務省と同じく戦前の司法省を母体として設立された司法行政機関であり、最高裁判所事務総局と法務省は設立当初から互いに親密な関係にあるため、この判検交流の制度は最高裁判所事務総局と法務省を再び一体化させるための好都合な政策として積極的に導入された一面もあると言える。

判検交流の効果として、検察官が裁判官になることによって検察官の仕事を客観的に見ることができるなどと説明されている^[1]。

問題点

法務省の訟務検事として国の代理人を務めた裁判官出身者が裁判所に戻って、国を相手取った賠償請求訴訟を担当するのは裁判の公正を損なうと日本弁護士連合会などから指摘されている。また、検察官と裁判官が密接になることによって捜査情報が漏洩しやすくなることも指摘されている^[2]。そのため、日本弁護士連合会などから判検交流の禁止を求める意見は強いが、現在の日本において判検交流は未だに完全な廃止が実現されていない。

問題点を改善するために、法務省は検事を弁護士事務所に派遣したり、企業で研修させたりする制度を開始し、弁護士や大学教授、臨床心理士を調査員などに登用するようになったと説明している^[3]。

規模の縮小

上記のような批判に対し、「誤解を生むような制度は続けるべきではない」との判断から、刑事裁判の部門における判検交流が2012年度から廃止されたとされている^[4]。しかし、民事裁判の部門における判検交流については規模を縮小するものの引き続き存続される方針であるという。^[5]

脚注

- [^] ^a ^b 『ドキュメント検察官』138頁。
- [^] 『ドキュメント検察官』138-139頁。
- [^] 『ドキュメント検察官』140頁。
- [^] 検事・判事の人事交流廃止 刑事裁判の公正に配慮 朝日新聞 2012年4月26日
- [^] 裁判官と検察官の人事交流 廃止、縮小の動き加速「なれ合い」指摘に配慮 (産経新聞2012年5月4日)

関連項目

- 法務省
- 最高裁判所事務総局
- 司法省

参考文献

- 読売新聞社会部 『ドキュメント検察官…揺れ動く「正義」』 中央公論新社〈中公新書〉(原著2006年9月25日)、初版。ISBN 9784121018656。2009年7月8日閲覧。



この「判検交流」は、法分野に属する書きかけ項目です。この記事を加筆・訂正 ([//ja.wikipedia.org/w/index.php?title=%E5%88%A4%E6%A4%9C%E4%BA%A4%E6%B5%81&action=edit](http://ja.wikipedia.org/w/index.php?title=%E5%88%A4%E6%A4%9C%E4%BA%A4%E6%B5%81&action=edit))などとして下さる協力者を求めています (P:法学/PJ法学)。

「<http://ja.wikipedia.org/w/index.php?title=判検交流&oldid=48183967>」から取得
 カテゴリ: 日本の検察官 | 日本の裁判官

- 最終更新 2013年6月16日 (日) 07:59 (日時は個人設定で未設定ならばUTC)。
- テキストはクリエイティブ・コモンズ 表示-継承ライセンスの下で利用可能です。追加の条件が適用される場合があります。詳細は利用規約を参照してください。

いったら、そしてそのはかの理由が見あたらなかったら、裁判員はすなおに企業の責任を認めるでしょう。官僚裁判官のように、「疑わしきは被告人（加害者）の利益に」という、実際は刑事裁判では忘れ去られている原則を民事裁判で導入して、無理矢理加害企業を勝たせたりしないでしょう。だから絶対に民事事件に庶民の意志が入る陪審・参審制を導入しようとはしないのです。それはお上の困ることなのです。

第三に、クラスアクション（集団訴訟）の制度も日本にはありません。ある行為や事件から同じような被害を受けた者が多数いるとき、一部の被害者が全体を代表して訴訟を提起することを認める制度であるクラスアクションが日本ではなく、印紙代が高額になるので、集団での訴の提起が非常に困難です。ちなみに訴訟提起の際に訴状に添付する印紙代は、アメリカでは一律一〇〇ドル（一万二〇〇〇円）程度であるのに対し、日本では訴額に応じて高騰し、一〇〇万円の訴額で印紙代一万円、一億円の訴額では三三万円もかかります（中山義壽『訴訟社会アメリカと日本企業』新評論、二九頁）。

五 さらに裁判そのものの密室性の問題があります。本来国民の知る権利に属するはずの傍聴や取材の権利がきわめて制約されているのです。映像等ITの極度の利用制限です。筆記と聴覚だけに限定して、ビデオ撮りや録音を制約しています。このインターネットの時代に、広域に瞬時に報道されることを嫌い、前近代的な方法だけに固執しているのです。市民の目をおそれているのです。

六 判検交流の問題も忘れてはなりません。判検交流とは、裁判所と法務省の間で行われる人事交流です。そして行政事件の国側担当者である「訟務検事」は、判検交流で移籍した裁判官です。つまり判検交流とは、裁判官が、国賠訴訟や行政訴訟で被告となる行政側の代理人となるために行政官庁に外向することです。

外向ですから、再度裁判官として戻ってきて、裁判官として行政事件を担当します。なかには、再度訟務検事に外向し、再々度裁判官となる者もいます。

このように、裁判所の所属なのか、法務省（行政庁）の所属なのか、わからない裁判官が裁判をするのでは、行政庁に有利な裁判をすることは明らかです。

公務員の天下りが問題にされるのは、新しい所属組織の利益にしたがって元の所属官庁に働きかけを行うからですが、現役で裁判官と行政庁の双方の役割をするのですから、こんなことが許されるのはおかしいのです。公務員の天下りが禁止されるべきであるなら、当然に判検交流も禁止されるべきです。

判検交流下の行政訴訟は、厳密に言えば、裁判とはいえない裁判です。主権者はたまったものではないありません。このような裁判所と行政庁の癒着ないし一体化については、さまざま立場から批判がされています（例えば、「自壊する〈行政偏重〉司法——いまこそ、企業は〈お上〉を撃て！」ZAITEN二

〇〇七年六月号三四頁以下)。

七 それらの結果、訴訟の門前払いが横行することになります。

昨日まで国側代理人を務めていた検事上がりの裁判官が国側の利益に従うのは見やすい道理です。そうでない普通の裁判官も、報酬・任地の恣意的な運用によって政府や最高裁の意向を極度に気にする体質に変質させられているので、国や行政機関に対する重要な裁判であればあるほど門前払いの裁判をするようになっていくのです。

諸外国においては、門前払いを主とする日本とは逆に、訴えの提起と同時に原処分関係一件書類を裁判所へ送付させ(ドイツ財政裁判法七一条二項)、裁判所の釈明義務を明定し(ドイツ行政裁判法八六条三項)、関係人の主張及び証拠の申出に拘束されることなく職権による証拠調べができるものとし(同法同条一項)、あるいは、文書提出命令の根拠を定めて(同法九九条一項)、当事者間の不衡平の平準化を図るとともに、形式的真実発見に甘んずることなく、できるだけ実体的真実発見の理想に近接することを目指しているのです(南博方『紛争の行政解決手法』有斐閣、六三頁)。

このように、日本と諸外国とは、門前払いと真実発見の究明、当事者間の不衡平の是認と不衡平の平準化という二点において雲泥の差があるのです。

八 以上のように、日本では裁判をすることを非常に困難にして、国民から裁判を遠ざけています。その結果、日本国民は主権の実現が非常に困難になっているのです。そこで、国は豊かで世界経済ランキングの上位にありながら、国民の大半は生活に苦しんでいるのです。

第三節 裁判に勝つということ

一 日本の行政訴訟の原告側の勝訴率は異常に低いのは、政府や最高裁等、上の方ばかりを気にする裁判官が判決を書くからです(二〇〇四年一〇月二九日朝日新聞)。ヒラメ裁判官が担当し、行政機関の手持証拠を出させる手段もないのですから、裁判で勝訴することは例外的なことです。

どうせ勝てないのだからと、裁判することをあきらめるべきなのでしょう。これでは為政者の思うつぼです。

しかし観点をかえて、裁判を主権の実現の手段であるにとらえるなら、敗訴とは、主権実現の方法としてあまり有効なことができなかったことをいい、判決で請求が退けられたことは別に考えるべきことになります。愛媛の例では、教育委員会の公開を要求して裁判を提起したところ、それまで非公開であった委員会が公開になりました。このように、裁判の結果だけでなく、裁判過程で

平成十七年十月十四日(金曜日)

午前十時二分開議

○枝野委員 もう一つ、司法関係の人事関連の話のところ、判検交流と一般に言われているものがございませう。これは、ここ数年間の実態、そちらでの判断で結構ですが、裁判所から法務省などに出向する裁判官、あるいは逆に、そういった出向を終えて裁判所に戻る裁判官、こういった人たちがどれぐらいの量いるのか、御説明ください。

○三ツ林大臣政務官 答えいたします。

裁判官から検察官に転官している者の人数は平成十六年度において四十九名で、検察官から裁判官に転官した者は五十四名であります。

○枝野委員 多分、平均的なところを出してこられているんだろうと思いますが、毎年五十人前後、裁判所から検察庁に行き、検事の身分を持って行政にいるわけですね。そこにいた人たちは五十人ぐらい裁判所に戻って、裁判官に戻るといことになりませうね。

さて、そういった人たちの中には多分、訟務検事と俗に言われている人がいると思います。どれぐらい訟務検事の中に裁判官出身の方がいらっしゃったりするのかわかりますか。

○三ツ林大臣政務官 答えいたします。

平成十六年度におきまして、訟務検事として法務省に出向しました人数は十七名で、訟務検事から裁判官に出向した人数は十六名です。

○枝野委員 訟務検事というのは、前にお座りの方は御存じだと思いますが、要するに、国が当事者である裁判の代理人をするという役割ですね。何で裁判官から訟務検事に人事異動させているんですか。なぜ裁判官を訟務検事に使っているんですか。

○富田副大臣 裁判官から検察官に転官されて、その中に今政務官がおっしゃられた数字の訟務検事として活動されている方がいらっしゃるわけですが、それはもう、人格、識見が豊かで、その任にかなうから担当されているというふうに答えるしかないと思いますが。

○枝野委員 そうなんですね。人格、識見にすぐれて能力があると思うから、そういう人を訟務検事に使うんですね。

国が当事者である訴訟、訟務検事が代理人的な仕事を務める訴訟、相手方がいるわけですが、相手方は弁護士を代理人にするわけですが、自分の費用で、どんな人がこういう事件に適切な弁護士であって、どういう能力を持っていて、人格、識見がどうなのか、全部自分で調べて、自分で選択し、その人が実は適切でなかった人だったりする場合のリスクも全部本人が持っているわけですよ。それに対して国の側は、自分たちの行政の側の検事さんだけじゃなくて、裁判所からまで優秀な人間を引っ張ってきて自分たちの代理人にできるんです。アンフェアじゃないですか。

○富田副大臣 日本の国の弁護士、また検察官、裁判官、それぞれ同じ司法試験を受けて合格されて、それぞれの分野に行かれているわけですから、能力的にはもう全く同じような能力を持っ

てそれぞれやられている。

委員は、全部自分の費用、責任で民間の方は弁護士を選任しなきゃならないじゃないかということと言われていると思うんですが、国の方も指定代理人制度で民間の弁護士さんを代理人として指定することもございますので、そういった意味で、それをアンフェアと言われても、いかんとも答えようがないというふうにはしか答えられないんですが。

○枝野委員 本当に、みんな司法試験に受かっているんだからみんな優秀じゃないかとおっしゃるんだったら、やはり裁判所に本籍を持っている人を引っ張ってきて国の代理人なんかさせるのはやめた方がいいんじゃないですか。

つまり、その人は裁判所に本籍があって、また戻るわけですよ。あるとき国の代理人をやっていた人が、大きな意味では国の組織の一つである裁判官という立場で、今度は国が一方当事者である裁判の裁判をするわけですよ。フェアに見えませんか、国民から見れば。違いますか。

もし能力が、どこにいる人でもみんな一緒じゃないか、司法試験に受かっているんだからというのだったら、わざわざそんな、裁判所に本籍がある人を国の代理人的な業務につかせるだなんていう、いろいろと誤解を招くようなことはやめた方がいいですね。違いますか。

○枝野委員 裁判官の方が、裁判所の中だけにいないでいろいろなことを経験した方がいい、これは私も全く賛成です。むしろ、裁判所の中だけしか知らない裁判官というのは、逆に迷惑だと思います。

しかし、例えば弁護士任官という制度が最近あります。弁護士から裁判官になるケースがあります。弁護士時代にたまたま何か事件でかかわったことがありますというのが一方当事者になっていますということぐらいまでだったらいいかもしれないけれども、例えば、今、弁護士には企業内弁護士という仕組みがあります。大きな会社だと、弁護士の資格を持って、弁護士の登録をして、会社の取締役、法務部長とか、その会社に五年、十年、長くその会社の法務関係の最高責任者なんかを務める**企業内弁護士**がいます。そういう人が弁護士任官して、その会社が一方当事者である訴訟をやったら、やはり反対側の当事者は怒るんじゃないやしませんか。怒りませんか。

例えば、Aという会社の法務部長を弁護士として十年務めてきました、そういう人が弁護士任官で裁判官になりましたと。たまたま訴訟が起こったら、そのAという会社が被告なり原告なりですという裁判をこの裁判官にされたら、やはり反対側当事者としては、それは立場が変わったんだから、第一この事件そのものにはかかわっていないんだからいいじゃないですかと言われたって、それは違うんじゃないという話になりませんか。

○富田副大臣 具体的にどういう条件がそろうかわかりませんが、今、枝野先生御指摘のような案件の場合には、具体的な事案によっては裁判官の**忌避事由**になるんじゃないか、そういう形で当事者としては裁判を担当していただかないような制度が準備されておりますので、そういうふうにできるんじゃないかと思えますけれども。

○枝野委員 そうですよ。やはり忌避なんかの事由に該当させて、それは幾ら何でもというのが普通の感覚ですよ。

しかし、訟務検事というのはまさに国の代理人をやっているわけですよ、専門的に。**国の企業内弁護士**ですよ。しかも、国が一方当事者の事件というのは、民事事件の弁護を、あるときはA社の代理人をやり、あるときはB社の代理人をやりという話と違うんですよ。なぜかという、まさに行政の観点とおっしゃいましたね、先ほど大臣。行政の観点というのは行政の外の観念と違うわけです。

よ。だから裁判官に行政をさせるわけでしょう。そういう話でしたよね、先ほどの大臣の話は。その行政の論理に基づいて行政の代弁をするという業務を、しかも単発でなくて数年間にわたって、それを専門で訟務検事としてやるわけですよ。先ほどの、特定の会社の法務部長とかを長年務めたケースと似たようなケースじゃないですか。

○富田副大臣 具体的な事案に当てはめないと何とも答えられませんが、訟務検事というのは、法務省の方に、裁判官から検察官に転官されて、その中で訟務を担当していただくわけですが、その任を外れた場合に、また裁判所に戻った場合には裁判官として活動されるわけですから、企業内弁護士をされた方が裁判官になる場合と全くパラレルには考えられないというふうに私は思いますけれども。

○枝野委員 それは一緒じゃないですか。だって、企業内弁護士をやっていた人間だって法曹の倫理に基づいて、企業内弁護士をやっているときはその会社のために全力を尽くすし、裁判官になったら中立公平にやるのは一緒ですよ。国の代理人をやっているときは国のために、つまり行政のために最善を尽くすし、それが裁判官の立場になったら中立公平な立場で見る。それは、弁護士から任官しようが、検事から裁判官になろうが、一緒じゃないですか。

問題は、僕は、実際に訟務検事を経験された裁判官がアンフェアにやっているかどうかなんということを言うつもりはありません。どう見えるのかという話なんです。主観的な問題じゃありません。国民から、あるいは裁判の当事者から見たときに、あの裁判官はこの間まで国の、法務省の職員をやっていたんですよという裁判官が真ん中に座っていて、国を相手に裁判をやったら、こんなもの勝てないよねと普通の人なら思いますよ。それが、司法にとっても、法務省にとっても、この国全体にとっても、本当にいいことだと思いますか。

○南野国務大臣 いいこと、悪いことということよりも、どの立場にあってもプロはプロです。例えば裁判官であっても訴訟事務をやる人であっても、その同じプロの人が、自分がどのような仕事をするかということで、今までやっていたことをそのままの価値観で立つということよりも、その人の人間性、基本的な司法官であるという人間性に立って事を運ぶのであって、それは私は合理性があるというふうに思っております。

○枝野委員 もちろん、主観的にはそうする人がほとんどだろうし、まさにそういうことで実際に動いていくんでしょうが、当事者あるいは国民からどう見えるのかということですよ。

例えば、私だって副大臣だって、あるいは先ほどの副長官だって、法曹資格がありますよね。選挙に落ちたら、じゃ、裁判官で任官してくれますかね。僕は、それはやはりよくないと思いますよ。それぞれみんな、政治家、国会議員になってやっている法曹資格者は、自分の政治的なスタンスをわんわん主張して、それで多くの人たちに、この人はこういう政治的な立ち位置だということを少なくとも宣伝し続けているわけです。私の信念はこうであるとやり続けているわけですよ。

そういう人間が、国会議員じゃなくなったからといって裁判所で真ん中に座っていましたというのは、これは国民から見たら、例えば民主党の支持者から見れば、富田先生が真ん中に座っていたら、これはまずいよねと思うだろうし、自民党の支持者の人だったら、枝野が真ん中に座ったら、これはひどいじゃないかという話になりますよね。国民からの見え方というのはそういうものじゃないですか。

国の代理人という、しかも単発で代理人をやったなら別ですよ。職として数年間にわたって国の代理人、企業内弁護士のことをやってきた人をわざわざ裁判所に戻さなきゃならない、あるいは

裁判所からわざわざそういう方を引っ張ってこなきゃならない。そこまでやらなきゃならない理由がありますか。裁判官はいろんな経験をした方がいいですよ。いろんな経験をするに当たって、国の代理人業務はいいんじゃないですか、それ以外のことで。あるいは、どうしても裁判官出身の人が欲しいといって引き抜くんだったら、片道切符で来させればいいんじゃないですか。

これが定常的なシステムとして行き来をしていると、どんどんどんどん、国の代理人として行政の立場から法律を組み立てるという経験を数年間積んだ人間が裁判所のど真ん中に座る、こういうことをシステム化して経常化していくということが、本当に司法の中立性を、国民から信頼を高める方向に行くのかどうか、私は疑問です。

○富田副大臣 私や枝野先生が任官したら、裁判官として法廷にいと、我々はある意味で政党人ですから一党一派に偏しているわけで、公務員は一党一派に偏さない、そういう形で活動されているわけで、裁判官は訟務検事から戻られたときにも一党一派に偏さず公平中立に活動されるわけですから、私たちが任官する場合とはやはり違うんじゃないかなというふうに思います。

○枝野委員 それは違います。裁判官にもし任官してもらえたら、裁判官になったら一党一派に偏らない裁判をやりますよ、もちろん私だって。(富田副大臣「それはそうですよ」と呼ぶ)そうでしょう。

では、一方で、例えば裁判官であった人が訟務検事になったときは、一党一派ではないかもしれないけれども、まさに国の代理人をやるわけでしょう。国の代理人をやるためには、まさに法曹倫理として、国の主張を裁判所によって通すための最善を尽くすんですよ。それが代理人の仕事じゃないですか。

そのときに、中立公平ですからこの裁判は国が負けても仕方ありませんねだなんという判断に基づいて訟務検事をやられては困るじゃないですか。そうなんですか。訟務検事はどっちなんですか。一党一派に偏らず、中立公平な見地で、この事件は国が訴えられているけれども、負けだから仕方ありませんと負けちゃうのが訟務検事の職務なんですか。違いますでしょう。あくまでも国、行政の立場に立って、自分たちの正当性を徹底的に主張するのが訟務検事の仕事じゃないですか。どっちですか。

○富田副大臣 今の点は枝野委員おっしゃるとおりで、ただ、私や枝野先生が仮に裁判官になった場合に、もともと一党一派に偏して活動していたという、その段階では公平中立性で活動していたわけじゃありませんから、それに対して国民がどう思うかという点では、パラレルには考えられない。

○枝野委員 だから、訟務検事をやっているときの訟務検事も一緒じゃないですか。あくまでも国の代理人という立場で、行政という見地からの主張を徹底してやるのが訟務検事の立場なんですから。それは、いわゆる政治的な一党一派とは違いますけれども、つまり、国を相手に訴訟を起こそうだなんという立場からすれば、一方に偏っているわけですよ。その一方に偏っているという業務を数年間にわたって専従でやってきた人たちが真ん中に座るといのは、やはり当事者から見ればちょっとひどいんじゃないのという話になるのは、私は普通だと思います。

本当にその人が偏ったことをやっているだなんて言っているつもりじゃないんですよ。見えている側からすればそう見えませんかということを行っているわけです。自分が国を相手に裁判をやって、裁判長が訴訟指揮をしている。中立公平にやってくれているのかなと思っていたら、この人は五年前は裁判所から法務省へ出向して、訟務検事で国の代理人で、同じ事件だったら忌避事由だけ

れども、同じような行政に関する事件で国の主張をがんがんやっていました。そんなことを知ったら、勘弁してくれよ、日本の司法というのはそんなに信じられないものですか、そう思うのが僕は普通じゃないかなというふうに思っておりまして、ここはしっかりと見直していく必要があるんじゃないかと私は思います。

もしどうしてもというなら、片道切符ですよ。どうしても裁判官の中で訟務検事に引っ張りたい、それは、大きな意味では国でしょうから、訟務検事に引っ張るときは片道切符で訟務検事にすることが全くあっちゃいけないと言うつもりはありません。しかし、システムとしてでき上がっているんですからね、この行き来は。

僕は、明らかに裁判の公正を、じわじわじわじわとこういうのは広がっていくんですから。一気に、おかしいじゃないか、裁判所のやっていることはだったら、直すのは簡単ですよ。じわじわじわじわと、おかしいよね、こういうケースは、ああいうケースはと広がって行って、どんどんどんどん司法不信が広がって行ってからでは遅いんですよということを申し上げておきたい。

日本のキャリアシステムの非民主性

日本のキャリアシステムは、本当に問題が大きい。

一言でいえば、非人間的なシステムである。

その構成員には、本当の意味での基本的人権がない。集会結社の自由や表現の自由はもちろん、学問の自由にも、思想および良心の自由にも、大きな制約が伴う。日本国憲法第一三条には、「すべて国民は、個人として尊重される」とあるが、裁判官は、一握りのトップを除いては、個人としてほとんど全く尊重されていない。

虚心にその実態を見据えれば、人間というよりも、むしろ制度の奴隷、精神的収容所の囚人に近く、抑圧も非常に大きい。

第3章でも述べたことであるが、その構成員が精神的奴隷に近い境遇にありながら、どうして、人々の権利や自由を守ることができようか？ みずからの基本的人権をほとんど剝奪されている者が、どうして、国民、市民の基本的人権を守ることができようか？

相撲の番付表にも似た微細な格付けのあるヒエラルキー的官僚システムは、戦前のような半全体主義体制下の裁判所であればともかく、本来、民主制下の裁判所にふさわしいものでは全くない。

大学に移った最初の年、半年余りの間、私の悪夢の定番は、「やめたはずなのになぜかまだ裁判官をやっている」というものだった。夢の中で、私は、あの見慣れた建物、清掃が行き届いているのにもなぜか薄汚れて見え、採光がよいはずの場所でもなぜか薄暗く感じられる建物の一つの中にいて、机の上には古い訴訟記録があって、私は、その場所に縛り付けられたように動けないのである。

ある弁護士の後輩が、「でも、逆よりいいじゃないですか？」と言ったが、確かに、「夢の中ではやめていたのに覚めたらまだやっている」というのだったら、生きる気力を失ったかもしれない。笑えない冗談である。

前記の収容所システムには、本当の意味での収容所長も存在しない。マルクシスト詩人による次のような一節が、この世界を一言で表現している。

「街はおおよそ闘われた掟のはてにあり

首長も敗者 宿泊者もそうだ」(吉本隆明「反祈禱歌」)

最高裁長官も、最高裁判事たち(とりあえず、裁判官出身者以外は除外しておく)も、ある意味、システムの奴隷であって、主人ではない。

おそらく、フランツ・カフカが短編『流刑地にて』で描いている処刑機械、その主人をも処刑してしまう不条理な精密機械こそが、このシステムの真の支配者なのだろう。最高

書かれてよく何が書かれてはならないかについては、前もって事細かな検討とチェックが行われている。これは、たとえば、旧ソ連における海外からの取材に対する対応によく似ている。ソルジェニーツィンが告発を行うまで、強制収容所の実態がどのようなものであるかについては、海外にはほとんど知られていなかった。海外のジャーナリストや文化人が視察等で訪れるときだけは、囚人たちに十分な食事、衣服、休養が与えられ、視察者たちはそれを鵜呑みにして帰っていったのである。裁判所の取材に当たるジャーナリストも、自分が同じようなことをし、事務総局広報課の下請けに等しい報道をしていないかについては、よくよく内省していただきたいものである。

「檻」の中の裁判官たちⅡ精神的「収容所群島」の囚人たち

ここで、最高裁判所事務総局の支配、統制の特色について論じておきたい。

それは、たとえていえば「目に見えない檻」のようなものである。限られた範囲に安住している限り、その檻は見えないし、その鉄格子が気になることもない。しかし、いったん立ち上がり、みずからの信じるところに従って裁判や研究を行おうとすれば、たちまち、見えなかつた鉄格子にぶつかることになる。

近年、裁判官をやめる人が昔に比べて多くなっていると聞く。それも、比較的優秀な裁

判官がやめていく傾向が強いといわれる。統計があるわけではないから具体的な数を示すことができないのが残念だが、私も、確かにそういう傾向はあると思う。

少なくとも、「司法研修所時代の友人であった裁判官たちから、退官して弁護士になりたいがどうだろうかとか、その場合適切な事務所を紹介してもらえないだろうかなどといった相談を受けることが、最近は多くなりましたね」という言葉を、私は、複数のヴェエラン弁護士から聞いている。私自身も、大学人に転身してから後、「瀬木さん、よかつたね。僕も、今だったらもう絶対に任官しないよ」という言葉を、複数の裁判官からもらっている。最高裁判所調査官や事務総局課長経験者についてさえ近年は裁判所に見切りを付けて退官する人が出るようになってきているのも事実である。

なお、私自身は、前記のとおり、いつか研究者に転身したいというのが既に一五年来の希望であり計画であったが、それにしても、民事保全法から民事訴訟、民事訴訟法や司法制度論に研究の主要な分野を移して以来の裁判官生活最後の一〇年間、この見えない檻の存在をつくづく思い知らされ、その結果、研究、教育、執筆に専念したいという思いが急速に募っていったことは確かである。

日本の社会には、それなりに成熟した基本的に民主的な社会であるにもかかわらず、非常に息苦しい側面、雰囲気がある。その理由の一つに、「法などの明確な規範によつてし

てはならないこと」の内側に、「してもかまわないことにはなっているものの、本当はしないほうがよいこと」のみえないラインが引かれていることがあると思われる。デモも、市民運動も、国家や社会のあり方について考え、論じること、第一のラインには触れないが、第二のラインには微妙に触れている。反面、その結果、そのラインを超えるのは、イデオロギーによって導かれる集団、いわゆる左翼や左派、あるいはイデオロギー的な色彩の強い正義派だけということになり、普通の国民、市民は、第二のラインを超えること自体に対して、また、そのようなテーマに興味をもち、考え、論じ、行動すること自体に対して、一種のアレルギーを起こすようになってしまう。不幸な事態である。

これは、日本の論壇におおむね右翼に近い保守派と左派しかおらず、民主社会における言論の自由を守る中核たるべき自由主義者はもちろん、本当の意味での保守主義者すら少ないということも関係している。

そして、日本の裁判所は、先の第二のラインによって囲まれる領域がきわめて狭く限定されている社会であり、また、第二のラインを超えた場合、あるいはそれに触れた場合の排除、懲罰、報復がきわめて過酷な社会なのである。

ソルジェニーツインの小説やドキュメント、シヨスタコーヴィチの音楽や自伝(S・ヴォルコフ編、水野忠夫訳『シヨスタコーヴィチの証言』中公文庫)は、裁判官を務めながらそれらに

接すると、実に身につまされるものがある。日本の裁判所は、実は、「裁判所」などではなく、精神的被拘束者、制度の奴隷・囚人たちを収容する「日本列島に点々と散らばったソフトな収容所群島」にすぎないのではないだろうか？

その構成員が精神的奴隷に近い境遇にありながら、どうして、人々の権利や自由を守ることができようか？ みずからの基本的人権をほとんど剝奪されている者が、どうして、国民、市民の基本的人権を守ることができようか？

これは、笑えないパラドックスである。

そして、裁判所がそのような組織となっているために、第4章で論じるような何らかの困難な法的、価値的問題を含む事件について、ことに行政や立法に対する司法のチェック機能が問われるような事件について、裁判官がそれなりに自分の考え方によった、つまり、日本の裁判官の裁判としてはかなり「思い切った」判断を行っている場合は、以下のとおり非常に限られたものになってくる。

第一は、頂点、つまり最高裁判事に昇り詰めた人々である。しかし、この人たちの判断が、よくても体裁を繕った限界の大きいものである場合が多いのは、第2章で述べたとおりである。第二に、もう現在のポストから上には行かないが転勤もないと事実上決まった高裁の裁判長である。東京高裁に意外に果敢な判断が出ることが多いのはこれが大きな理

由である。第三に、何らかの理由によりやがて退官すると決意した裁判官の判断である。もつとも、これについては、そのような段階で裁判官が前記のような事件にめぐり合い、また、果敢な判断を行うだけの気力が残っていた場合ということになる。そして、これら以外のケースはかかなりまれであるといつてよいだろう。

こうした事態は健康的なものではない。多くの場合、裁判官は「みずからの良心」に従った裁判をしていないことになるし、また、先に例を挙げたような限られた場合については、基本的には評価すべき判断が多いとしても、時として、パフォーマンス的な傾向を帯びたり、個人的な考え方や価値観をそのままむき出しにして、極端に走ったり、バランスの悪いものになったりする危険性もまたあるからだ。東京高裁の特定の部では、良くも悪しくもどんな判決が出るか全く予測がつかず、常にひやひやものである、などといった感想を弁護士から聞くことがあるが、こうした傾向の一つの現れである。

つまり、裁判を行う裁判官の精神が圧迫されていると、さまざまな意味で、本来あるべき適正、公正な判断の形がゆがめられるのである。

日本国憲法第七六条に輝かしい言葉で記されているとおり、本来、「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される」ことが必要である。しかし、日本の裁判官の実態は、「すべて裁判官は、最高裁と事務総局に従属してその職権を行い、もっぱら組織の掟とガイドラインによって拘束される」ことになっており、憲法の先の条文は、完全に愚弄され、踏みにじられている。「檻」の中の裁判官たち「精神的「収容所群島」の囚人たち、という私の比喩の意味が、おわかりいただけただけであろうか？ あなたが裁判所の門をくぐるとき、あなたを裁く裁判官は、実は、そのような人々なのである。

裁判所の官僚化の歴史とその完成

ここで、日本の裁判所の官僚化の歴史について、簡潔に触れておこう（詳細が知りたい方には、山本祐司『最高裁物語』〔講談社＋α文庫〕をおすすめする）。

日本の裁判所の組織は、これまでに論じてきたとおり本来民主的なものとはいえないが、戦後は、それなりに新しい方向が模索された時期もあり、一時は、リベラル派の裁判官が最高裁の多数派を占めたこともあった。

ところが、最高裁判決のリベラル化、ことに公務員の争議行為を刑罰から解放する方向の判決が出たことに大きな危機意識を抱いた自民党は、右翼的な考え方の持主である石田和外氏を最高裁長官に据えた。石田長官（任期は一九六九年から一九七三年まで）は、自民党の思惑どおり、当時の最高裁判所における多数派であったリベラル派を一掃する人事

裁判所における人事の実情

この章では、まず、キャリアシステムにおける上層部人事の実情について分析しておくたい。

良識派は上にはいけないというのは官僚組織、あるいは組織一般の常かもしれない。しかし、企業であれば、上層部があまりに腐敗すれば業績に響くから、一定の自浄作用がはたらく。ところが、官僚組織にはこの自浄作用が期待できず、劣化、腐敗はとどまるころを知らないということになりやすい。だからこそ、裁判所のような、国民、市民の権利に直接に関わる機関については、こうした組織の問題をよく監視しておかなければならないのである。また、だからこそ、裁判所の官僚組織からの脱却、人事の客観化と透明化、そして法曹一元制度への移行が必要なのである。

私が若かったころには、裁判官の間には、まだ、「生涯一裁判官」の気概があり、そのような裁判官を尊敬する気風も、ある程度は存在したように思う。

また、裁判官の中の最多の部分、中間層には、少なくともていねいに、誠実に仕事をするといい長所があったと思う。

さらに、裁判官の中には、確かに、品性のある、紳士の名に値するような人物もかなり存在したと思う。

しかし、二〇〇〇年代以降の裁判所の流れは、そのような気概や気風をもほぼ一掃してしまったように感じられる。

現在、マジョリティーの裁判官が行っているのは、裁判というよりは、「事件」の「処理」である。また、彼ら自身、裁判官というよりは、むしろ、「裁判を行っている官僚、役人」、「法服を着た役人」というほうがその本質にずっと近い。

「先月は和解で一二件も落とした」、「今月の新件の最低三割は和解で落とさないときついな」などといった裁判官の日常的な言動に端的に現れているように、当事者の名前も顔も個性も、その願いや悲しみも、彼らの念頭にはない。当事者の名前などは、はしきにも記したとおり、訴訟記録や手控えの片隅に記された一つの「記号」にすぎず、問題なのは、事件処理の数とスピードだけなのである。

そのような裁判官の姿勢から、第4章で詳しく論じてところの、困難な法律判断の回避や和解の強要といった日本の民事裁判特有の問題、あるいは、令状、ことに勾留状の甘過ぎる発布や検察官追跡姿勢が生み出す冤罪等の日本の刑事裁判特有の問題が生じてくるのは、あまりにも当然の結果である。

「太平洋戦争にだれ込んでいったときの日本について、数年のうちにリベラルな人々が

何となく姿を消していき、全体としてみるうちに腐っていったという話を聞きます。国レヴェルでもそうなのですから、裁判所という組織が全体として腐っていくのは、よりありうることだろうと思います」

というある学者のコメントが、二〇〇〇年代以降の裁判所の状況を的確に表現しているように思われる。

現在の人事の状況についてある程度具体的に論じてみたい（なお、裁判官のヒエラルキーの詳細については、第3章の冒頭で論じているので、必要があれば参照していただきたい）。

まず、多少なりとも個性的な裁判官、自分の考え方をもちそれを主張する裁判官、研究を行っている裁判官は、高裁長官にはなれない（高裁長官は全国に八名。最高裁判事に次ぐポストである）。たとえ、上昇志向が強く、大筋では裁判所組織の要請に従い、むしろそれを主導してきたような人物であつてさえもである。具体的な人選をみていると、そのことが非常によくわかる。

判決や論文等でそれなりの（つまり、最高裁が暗黙の内に公認している方向とは異なつた）意見を表明してきたような人物であると、それ以前に、たとえば所長になるのが同期のほかの人間より何年も遅れ、一つの期について相当数存在する所長候補者の中で最後に回される、あるいは所長候補者から外されるなどの形で不利益を被ることになる。

また、同等のレヴェルのポストにある人物について露骨に差を付けるといった、過去にはあまりみられなかつた不自然な人事もある。私のよく知っているある期（前記のとおり、司法研修所修了の「期」）の東京地裁民事と刑事の所長代行に関する人事を例にして説明しよう。一方は裁判官としての実績があり弁護士からかなり評価されている人物、一方は追随姿勢で取り立てられた中身に乏しい人物であつた。ところが、最高裁判所事務総局に対しても自分なりの意見を述べていた前者が遠方の所長に、後者が東京近辺の所長に、それぞれ異動になつたのである。この人事については、民事訴訟法学者の間からさえ奇妙だという声が聞かれた。これは一種の見せしめ人事なのであるが、「事務総局の方針に意見など述べず黙って服従しないとこうなるぞ」という脅しの効果は絶大である。なお、「事務総局に逆らう」といつたレヴェルの問題ではないことに注意していただきたい。先の人物も、ただ、「自分の意見を述べた」だけであり、ことさらに逆らつてなどいない。

私は、第3章で論じるとおり、現在の裁判所は一種の柔構造全体主義体制、日本列島に点々と散らばる「精神的な収容所群島」（なお、『収容所群島』は、旧ソ連の作家ソルジェニーツィンによる、強制収容所に関するドキュメント、ノンフィクションのタイトル）となつていてと考えるが、その一つの現れがこうした事態である。自由主義、個人主義、個人の意見、創造的な研究、飾り物の域を超える教養、もつといえ、事務総局に対して単に意見を述べるこ

と、「そうした事柄自体がけしからん。そういう奴らが憎い」というところまで落ちてしまっているのである。

それでは、裁判所における上層部人事のあり方全般はどうであったか？

私の知る限り、やはり、良識派は、ほとんどが地家裁所長、高裁裁判長止まりであり、高裁長官になる人はごくわずか、絶対に事務総長にはならない（最高裁判所事務総局のトップであるこのポストは、最高裁長官の言うことなら何でも聴く、その靴の裏でも舐めるといった骨の髄からの司法官僚、役人でなければ、到底務まらない）し、最高裁判事になる人は稀有、ということの間違いないと思う。

そんなことはないだろうと思う方は、もしも弁護士や学者のように裁判官の知り合いがいる人であれば、自分の一番信頼している裁判官や元裁判官を選んで、「本当のところどうなんですか？ 私を信頼して教えて下さいませんか？」と尋ねてみるといい。大筋同様の答えが返ってくるのではないかと思う。

最高裁判事の性格類型別分析

それでは、キャリアアシステムにおいて裁判官から最高裁判事になっている人々（通常六名、現在は学者を経た後記の女性判事がいるので七名であるが、これは変則である）は、どのような人

物なのだろうか？

このようなことは過去にあまり論じられたことがないと思うが、最高裁判事は、大臣同様公人中の公人である以上、さまざまな意見や評価を受けることは本来当然であり、むしろ民主制の下ではそれがあるべき姿であろう（大臣などはきわめて厳しい分析や批評を受けるのが普通である）し、また、そのようなことを論じるために必要な知識、情報をもった学者は私以外まずいないと思うので、あえて論じておきたい。

おおまかに四つの性格類型に分類できると思う。

A 類型 人間としての味わい、ふくらみや翳りをも含めたそうした個性豊かな人物 5%

私が直接、間接に人柄を知っている三〇人の中では一人だけであり、本当は5%に満たないのだが、あまり細かくしても仕方がないので、とりあえず5%としておく。

この方は、事務総局系の裁判官ではない。何事に対しても一定の見識と意見をもっていたし、人間的な温かみもあった。「最高裁調査官に本来決裁制度など作るべきではない。判事と調査官が二人でよく話し合っただけでベターな結論を探っていけばよいことだ」、「私は裁判官出身の最高裁判事であり、公人中の公人なのだから、自分の意見は判決の中でだけ述べたい。そこに残らず表したい」などが私の聴いた彼の言葉である。

事務総局中心体制——上命下服、上意下達かたつのヒエラルキー

日本の裁判所の最も目立った特徴とは何か？ それは、明らかに、事務総局中心体制であり、それに基づく、上命下服、上意下達のピラミッド型ヒエラルキーである。

まず、このピラミッド型ヒエラルキーの実態について簡単に解説しておこう。

頂点には、最高裁判官と一四名の最高裁判事がいる（なお、双方を合わせて呼ぶときには最高裁判所裁判官というカテゴリーになるが、この書物では、わかりやすさの観点から、その意味でも「最高裁判事」という言葉を用いている）。次が高等裁判所長官。全国に八名おり、序列は、東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松の順であると思われる。なお、東京、大阪の高裁判長官は、それ以外の高裁判長官よりも最高裁入りすることが多い。次が東京、大阪等の大都市の地家裁所長（同じ場所の地裁は家裁より格が上。なお、裁判所法上は、最高裁判所以外の裁判所の裁判官の種類は、高裁判長官、判事、判事補、簡裁判事であり、地家裁所長は、司法行政事務の総括者にすぎない）と東京高裁の裁判長、少し後れて大阪高裁の裁判長であろうか。このあたりから序列は著しく細かくなり、はつきりいって、人事にあまり興味のなかった私には詳細はよくわからない。しかし、時に応じる程度は揺れ動くにせよ原則としては定まった、厳然たる微細な序列があることは間違いない。いずれにせよ、次がそれ以外の地家裁所

長とそれ以外の高裁判長。そして高裁支部長と地家裁大支部の支部長。次が地家裁裁判長と高裁の右陪席。その格付けには全国でかなり大きな差がある。次が高裁の左陪席と地家裁の右陪席。最後が地家裁の左陪席となる。大支部以外の地家裁支部長は地家裁右陪席クラスまで広がる。なお、新任判事補の任地は、かつてはおおむね成績を第一の基準として東京から順に並べていたようであるが、近年は微妙になっており、一概にはいえない。

これとは別に、最高裁判所事務総局には事務総長、局長、課長、局付があり、最高裁判所調査官としては首席、上席、普通の調査官があり、司法研修所には所長、上席、事務局長、普通の教官があり、裁判所職員総合研修所は司法研修所に準じ、また、各高裁には事務局長がいる。格付けとしては、事務総長、首席調査官、司法研修所長は高裁判長に準じ、事務総局局長は所長に準じ、同課長、最高裁判所調査官、司法研修所教官の比較的上のほうは東京地裁裁判長と同クラス、高裁事務局長はその所在地地裁裁判長と同クラス、といったところであろうか。また、法務省本省や各法務局に向向している裁判官にも、これに準じた細かな序列がある。

思い出しながら書いていても胸が悪くなりそうな気がするのだが、こうした、相撲の番付表にも似た裁判官の細かなヒエラルキーは、裁判所法をみても決してわからない。日本の裁判所がおよそ平等を基本とする組織ではなくむしろその逆であることは、よくよく頭

に入れておいていただきたい。

さて、先のヒエラルキーのトップに位置する最高裁長官は、原則として、めったに開かれない大法廷の裁判にしか関与しないから、その主な仕事は、司法行政の統轄、より直截ちよくせつに言えば、司法行政を通じて裁判所の職員全体、とりわけ裁判官を支配、統制することである。制度の建前上はともかく、実際上の最高裁長官の権力、権限は、ほかの最高裁判事よりも格段に大きい。一九八〇年代以降に限ると、その全員が、事務総局系の裁判官出身であり、また、九名中四名が事務総長経験者である。

一四名の最高裁判事のうち裁判官出身者（前記のとおり通常六名）は、近年はほぼ全員が事務総局系である。

事務総局のトップである事務総長は最高裁長官の直属、腹心の部下であり、そのポストは最高裁長官、最高裁判事への最も確実なステップである。ほとんどが最高裁判事になっており、歴代裁判官出身最高裁長官の約半分をも占める。前記のとおり、「最高裁長官の言うことなら何でも聴く、その靴の裏でも舐める」といった骨の髄からの司法官僚、役人でなければ、絶対に務まらない。最高裁長官のいる席では「忠臣」として小さくかしまっているが、その権力は絶大であり、各局の局長たちに対して長官の命令を具体化して伝えている。

行政官庁の局長には、かなりの程度の裁量権があるが、事務総局の局長には、そんなものはほとんどない。最高裁長官の意向に黙って従う「組織の大きな歯車」にすぎない。このことについては、私は、そのような内容の愚痴がある局長がこぼしていたのを実際に聞いたことがあり、間違いはないはずだ。当然、局長の部下であるところの、局付はもちろん課長でさえ、本質的には、ただひたすら命令される「若造、小僧」にすぎないといつてよいだろう。

ところが、事務総局の外、つまり現場の裁判官たちとの関係では、事務総局の権力と権威は、そのトップについてはもちろん、総体としても決定的に強大である。

その結果、先にも記したとおり、傲慢な局長であれば地家裁所長、東京地裁所長代行クラスの先輩裁判官たちにさえ命令口調で接することがありうるし、課長たちの地家裁裁判長たちに対する関係についても、同様のことがいえる。

これにに応じて、所長たちの上向き、事務総局向きの姿勢もきわめて顕著であり、その結果として、自分の裁判所の裁判長は鼻であしらうのに、事務総局の局付判事補に対してはばかりにねいな応対をするといった見苦しい倒錯が生じる。これは、もちろん、局付個人に対してではなく、その「ポスト」に対して敬意を表しているのである。この官僚組織にあっては、吹けば飛ぶような「個人」などどうでもよく、「ポスト、肩書」こそがものを

いうからだ。

ここで、地家裁所長の地位について触れておくと、それは、非常に微妙なものであって、実質的にも比較的大きな発言権をもつ高裁長官とは全く異なる。

確かに、地家裁所長の裁判官や職員に対する影響力は大きく、彼らに対する姿勢も権力者的、権威的であることは、大学の学部長の比ではない。そのような意味でいうなら、大学の総長、学長と教授、准教授以上の大きな上下差の感覚が、地家裁所長と普通の判事、判事補との間にはあると行ってよいだろう。

しかし、所長の権限は、実際には、裁判官や職員の評価に関する側面を除けば、ごく限られたものである。最高裁判所事務総局やその下にある高裁事務局（高裁事務局長は前記のとおり地裁裁判長クラスの裁判官であり、事務総局の課長たちと並んで、司法行政の一つの要である）の意見、ことに前者は絶対であり、第2章で二人の東京地裁所長代行判事の対照的な人事について記したとおり、現在では、所長や所長代行時代に事務総局に対して言うべきだと思ふことをきちんと言っていたら、まず、その人のその後の人事はよい方向へは向かわないと言って間違いないと思う。

上への追従、追従傾向が極端なある大地裁の所長の例を挙げておく。

彼は、裁判官や職員の前で、「高裁の意見はちゃんと聴いたのか？　まず上級庁の意見を聴きなさい」、「それは本当に事務総局の考え方と同じなのか？　もしかしたら違うのではないのか？」などといった言葉を毎日のように使用するので、職員たちから「忠犬ハチ公みたいな人」とささやかれていた。もつとも、犬が亡き飼い主を慕うのは美徳だが、裁判官たちの独立を守る立場の人間が、いたずらに事務総局や高裁事務局（事務総局の局長も、高裁事務局長も、大地裁の所長からみればかなりの後輩である）の意向を条件反射のように気にすることは、決して美徳とはいえず、先の職員たちの言葉は、ハチ公の名誉をいたく傷つけるもののように思われる。

たとえば前記のような所長たちの裁判員制度絶賛の大合唱も、以上のような事態を踏まえて受け止めるべきものなのである。

こうした、支配と追従の二面性の結果として、所長の「上にはきわめて弱く、下にはきわめて強い」という問題のある姿勢はどんどんひどくなっていく。ことに、所長時代に「成果」を挙げることに腐心するような人物が所長になると、下の裁判官たちは大変苦勞することになる。なお、判事補たちに対しては所長もおおむね愛想がいいが、若い人たちにに対して愛想がいいのは、どこの組織の長でも同じである。

私は、所長経験者や現に所長をしている裁判官から、「瀬木さん、所長って楽そうにみえるけど、やってみるとイヤな仕事だよ」という話をされた経験が何回もある。もちろ

ん、所長が楽しくてたまらないという人もいると思うが、現在の裁判所においてそのように感じるのがどのような種類の人間であるかについては、読者の御想像にお任せしたい。

人事による統制とラットレース

最高裁判官、事務総長、そして、その意を受けた最高裁判所事務総局人事局は、人事を一手に握っていることにより、いくらでも裁判官の支配、統制を行うことが可能になっている。不本意な、そして、誰がみても「ああ、これは」と思うような人事を二つ、三つと重ねられてやめていった裁判官を、私は何人もみている。

これは若手裁判官に限ったことではない。裁判長たちについても、前記のとおり、事務総局が望ましいと考える方向と異なった判決や論文を書いた者など事務総局の気に入らない者については、所長になる時期を何年も遅らせ、後輩の後に赴任させることによって屈辱を噛み締めさせ、あるいは所長にすらしないといった形で、いたぶり、かつ、見せしめにすることが可能である。さらに、地家裁の所長たちについてさえ、当局の気に入らない者については、本来なら次には東京高裁の裁判長になるのが当然である人を何年も地方の高裁の裁判長にとどめおくといった形でやはりいたぶり人事ができる。これは、本人にとってはかなりのダメージになる。プライドも傷付くし、単身赴任も長くなるからである。

こうした人事について恐ろしいのは、前記のような報復や見せしめが、何を根拠として行われるかも、いつ行われるかもわからないということである。たとえば、「違憲判決を書いた場合」などといった形でそれが明示されているのなら、それ以外は安心ということになるかもしれないが、「ともかく事務総局の気に入らない判決」ということなのだから、裁判官たちは、常に、ヒラメのようにそちらの方向ばかりをうかがいながら裁判をすることになる。当然のことながら、結論の適正さや当事者の権利などは二の次になる。

また、事務総局は、裁判官が犯した、事務総局からみでの「間違い」であるような裁判、研究、公私にわたる行動については詳細に記録していて、決して忘れない。たとえば、その「間違い」から長い時間が経った後に、地方の所長になっている裁判官に対して、「あなたはもう絶対に関東には戻しません。定年まで地方を回っていなさい。でも、公証人にならしてあげますよ」と引導を渡すなどといった形で、いつか必ず報復する。このように、事務総局は、気に入らない者については、かなりヒエラルキーの階段を上ってからも、簡単に切り捨てることができる。なお、右の例は、単なるたとえではなく、実際にあった一つのケースである。窮鼠が猫を噛まないように、後のポストがちゃんと用意されているところに注目していただきたい。実に用意周到なのである。

さて、学者仲間やジャーナリストと話していると、「裁判官になった以上出世のことな

ど気にせず、生涯一裁判官で転勤を繰り返していてもかまわないはずじゃないですか？
どうして皆そんなに出世にこだわるんですか？」といった言葉を聞くことが時々ある。

「ああ、外部の人には、そういうことがわからないんだ」と思い知らされるのが、こうした発言である。おそらく、こうした発言をする人々だって、裁判官になれば、その大半が、人事に無関心ではいられなくなることは、目にみえているからだ。

なぜだろうか？

それは、第一に、裁判官の世界が閉ざされ、隔離された小世界、精神的な収容所だからであり、第二に、裁判官が、期を中心として切り分けられ、競争させられる集団、しかも相撲の番付表にも似た細かなヒエラルキーによって分断される集団の一員だからであり、第三に、全国にまたがる裁判官の転勤システムのためである。

裁判官を外の世界から隔離しておくことは、裁判所当局にとって非常に重要である。裁判所以外に世界は存在しないようにしておけば、個々の裁判官は孤立した根無し草だから、ほらうっておいても人事や出世にばかりうつつを抜かすようになる。これは、当局にとってきわめて都合のいい事態である。

次に、ヒエラルキーの階梯かいていを細かく細かく切り分け、出発点は一応平等にし、根拠のよくわからない小さな差を付けて相互に競わせる。英語でいうところのラットレース、際限

のないばかげた出世競争である。第三者からみればまさにいじましい「ネズミの競走、競争」なのだが、当事者は客観的に自分を見詰める眼を完全に失ってしまったているから、そのことには気が付かず、必死に入れ込む。さらに、ある段階で事務総局系（局長、課長経験者）とそれ以外の裁判官との間に歴然とした差を付ける。それも、近年では、純然たるエリート系とともに、お追従で上に取り入ってきたイエスマンをも適宜取り立てることによって、いよいよ微妙に裁判官たちを刺激するようになっていく。

このような傾向について、東大、京大等の名門にとらわれない公平な人事だなどと思っただけの場合が多いからだ。その象徴的な例が、第2章の後半で詳細に分析した大規模情実人事なのである。なお、そこで関連して論じた奇妙な最高裁判事人事についても、女性最高裁判事の積極的登用といったイメージで一石二鳥の一般受けをもねらっていることに、よくよく注意していただきたい。オバマ大統領が就任後に有権者たちを裏切っているように大企業と政治家の支配を強め、国民の自由制限を継続した例をみるべきなのである（堀未果『アメリカから（自由）が消える』扶桑社新書）。黒人だから、女性だから、それだけで、民主的なのだろうかといった受け止め方は、決してしてはならない。「愚かな大衆を喜ばせるには俗受け路線に限る」という全世界共通の国民、市民愚弄ぐろう路線に乗せられてはいないかを、

じっくりと考える必要がある。

なお、近年の情実人事的傾向は、若手にも及んでおり、その反面として、非常に能力の高い人が必ずしも認められないという、以前には考えられなかった事態まで生じ始めている。かつては、少なくとも若手については、おおむね能力主義の公平な人事が行われており、それは、たとえば矢口体制の下でも特に変わりがなかったものなのだが。

基本的な上下が期によって決められる官僚組織においては、同期の中で自分よりも明らかに能力の低い者が自分よりも上に行くとか、後輩に先を越されるなどといった事態は、非常に屈辱的なものになる。また、裁判所当局は、このことを知り尽くして、そのような屈辱を感じさせることをことさらに意図した人事を行うということも、理解していただきたい。私は、正直に言えば、学者やジャーナリストのような知的な想像力に長けているはずの人々が、こうした事柄について十分に想像力を働かせることができないのを、不思議に思っている。自分の身に起こる事態として考えてみるならば、すぐに了解できることではないかと思うのであるが。

最後に、裁判官の転勤システムが全国にまたがっているところがミソである。たとえば中央行政官僚のようにずっと東京から動かないのであれば一生課長でも好きなことができればいいと割り切れるかもしれないが、生活の本拠地（たとえば東京近辺、大阪近辺等だが、それらに限らない）から遠いところを転々と飛ばされると、よほど精神力の強い人でない限りまいてしまう。裁判官は、近年はその平均的な質が落ちてきているとはいえ、少なくともその上層部についてはおおむね各大学の成績上位者で占められるような優等生集団だから、こういう仕打ちをされるとまづはもちこたえられない。

以上の点について、法曹一元制度のアメリカと比較してみよう。アメリカでは、多くの裁判官は就任した裁判所を動かない。より上位とされるようなポストに移る例もないではないが、まれである。また、裁判官の独立は徹底していて、たとえば地裁の裁判官が上級審の裁判官に頭を下げる機会などまづないし、裁判官の間の上下差の感覚もきわめて小さい。というより、裁判所組織が全体としてピラミッド型ヒエラルキーであるなどとは、おそらく、誰も思っていないだろう。日本で類推するならば、むしろ、大学、学者の世界に近いといえる。実際、私は、留学していたワシントン州の最高裁判所を訪れ（アメリカの裁判所には、連邦と州の二つの系列がある）、判事たちと面会したことがあるが、いずれも穏やかかつ学識豊かな紳士で、先にも述べたとおり、日本で類推するなら、むしろ、すぐれた学者の雰囲気非常に近かった。第2章で分析した日本の最高裁判事の性格類型と比較していただくと、大きな相違のあることがおわかりになるのではないだろうか？ さて、あなたは、日本とアメリカを比較して、どちらのタイプの人間のほうがより最高裁判

事にふさわしいとお考えになるだろうか？

そして、日本型キャリアシステムは、キャリアシステム全体の中でみても、その階層性、閉鎖性、中央集権性において際立ったものであり、構成員に熾烈な出世競争を行わせ、飴と鞭を使い分けてコントロールすることによって、裁判官たちから、その独立性を事実上ほぼ完全に近いといってもよいほどに奪い、制度に屈従する精神的奴隷と化しているのである。

たとえば、同じキャリアシステムでも、現在のドイツの裁判官制度が、ナチス時代に対する反省もあって徹底的に民主化され、弁護士の水準が低いことと相まって、裁判官がむしろ率先して正義の実現のための方向付けを行うような制度となっているのは、全く異なる。むしろ、日本のキャリアシステムは、支配する機関が司法省から最高裁長官、最高裁判所事務総局に替わっただけで、戦前のシステムと本質的には変化していないのではないかと感じられるのである。

恣意的な再任拒否、退官の事実上の強要、人事評価の二重帳簿システム

二〇〇〇年代に行われた司法制度改革による裁判所制度の諸改革については、私も、前記のとおり、一定程度期待していた部分があるのだが、それらが実施されてしばらくすると、期待はことごとく裏切られ、改革に期待したのは判断が甘かったことが判明した。むしろ、裁判所当局は、それらの改革を無効化するのみならず、逆手に取り、悪用し始めた。その一つが、新任判事補の任用と一〇年ごとに行われる裁判官の再任の審査を行う下級裁判所裁判官指名諮問委員会の制度である。その表向きの趣旨は、これらの手続を透明化し、国民の意思を反映させることにあった。

しかし、この委員会のメンバーには現職の高位裁判官や検察官が多数含まれており、また、その情報収集方法は、裁判官の評価権者である地家裁所長や高裁長官の非公開報告書（「再任〔判事任命〕希望者に関する報告書」。なお、これは、毎年定期的に作成され、裁判官の申出があれば開示される後記の「評価書面」とは異なる）が中心であって、みずから調査を行う方法、手段は限られていると思われる。また、再任不適格と判断された裁判官に対するいわゆる告知、聴聞の機会も、不服申立ての制度もなく、このことには大きな疑問を感じる。さらに、判断基準は非常に抽象的であり、審議の内容も公開されない。「指名の適否について慎重な判断を要する者」すなわち重点審議者を委員会が選択するための主な情報は前記の非公開報告書であるから、事務総局人事局は、評価権者に微妙なサインを送りさえすれば（電話一本で簡単にできることである）、みずから手を汚すことなく、特定の裁判官の再任を事実上拒否することが可能になるのである。

現に、この制度の採用後、再任を拒否される裁判官の数が目立って増えている。それまではほとんどなかった再任不適格と判断される裁判官の数（そのように判断されても再任願いを撤回しないと再任拒否される）が、年に五名前後という大きなものになっているのである。

もちろん、実際には、再任を拒否される裁判官は能力不十分である場合が多いだろう。しかし、問題なのは、先のような制度のあり方からすると、そうした裁判官のデータの間に再任を拒否したい裁判官のデータをそつと滑り込ませておくことが十分に可能になるということだ。「拒否されても仕方がない例」の間に混じるために、そうした事案の不当性を、たとえ事実上であっても主張することは、きわめて困難になる。

実際、私は、超一流国立大学に勤務していたある学界長老から次のような言葉を聴いている。

「私のゼミで一番よくできたある学生が、裁判官になって二〇年経ったところで退官したので尋ねてみたら、再任拒否されたということでした。大変驚きました。本人もわけがわからないというのです。確かに、比較的是つきりものをいう学生ではありましたが、しかし、それで拒否されるといふのであれば、信じられないことです」

また、提出されるデータからして再任が危ぶまれる裁判官については、事前に「肩叩き」が行われるのが通例である。これをやられると、ほとんどの裁判官は意気消沈して任期満了前に退官してしまう。任期満了退官であると、再任拒否にあったのではないかということで弁護士事務所への新たな就職などに差し支える可能性があるからだ。したがって、「実質的な」再任拒否者の数は、公表されている数よりかなり多いとみななければならない。

この点については、以前にはすべて肩叩きで不透明に処理されていたものがある程度表に出るようになっただけかもしれないとの推測もある（ダニエル・H・フット、溜箭将之たまるやまさゆき訳『名もない顔もない司法——日本の裁判は変わるのか』〔NITT出版〕二二七頁）が、おそらくそのようなことはなく、その書物にあるもう一つの推測、「委員会が設置されたことで、事務総局は以前よりも自由に候補者の任官を拒絶できるようになったとさえいえる」（二二六頁）のほろが正しいであろう（前記の新藤宗幸『司法官僚』一五五頁も同様の推測を行っている）。私はかつての実情についてもかなりよく知っているが、再任拒否は前記のとおりほとんどなく、肩叩きもせいぜい二、三名ないしそれ以下であったと思う。

なお、フット教授（東京大学）による日本の司法の分析については、全体としては評価すべき部分があると思うが、前記の書物についてみると、日本の裁判所・裁判官制度の決定的な特徴であるヒエラルキー的な上意下達の官僚組織という側面の問題点に関する十分な

認識が欠けているように思われる。前記の書物で一番人を引き付けるのはそのタイトルなのだが、それでは、なぜ、日本の司法が「名もない顔もない」のっぺらぼうなものとなっているのかについては、この書物は、必ずしも十分な説得力をもって論じてはいない。私には、それが、前記のような視点の欠落の結果であるように思われる。

以上に関連して、司法制度改革に伴う裁判官評価制度の透明化の一環として設けられた評価書面開示、不服申立ての制度については、処遇に関する不満を感じて開示の申出を行ったある裁判官（確かに、私の目からみても十分に評価されていないように思われた）から聞いたところでは、きわめて型通りの好評価だけが記載されていたという（前記『司法官僚』一四二頁以下にもこれとおおむね同趣旨の記述がある）。このことについては、実際の人事で重視されているのは、非公式の書面や口頭による情報、また、それらを総合して記載された個人別の人事書面であろうといわれている。司法制度改革前のことであるが、私は、ある左派裁判官（その中で友人でもあった数少ない人物）から、「『いやあ、あんたの通知票はバツだらけのようだなあ。いっぱい書き込まれているらしいぞ』と「以前から面識のあった」所長から言われたよ」という話を聞いたことがある。右の所長の言葉は、前記の個人別人事書面の存在をうかがわせる。つまり、裁判官評価に関する最も重要な書面は事務総局人事局に存在する絶対極秘の個人別人事書面なのであり、おそらく、そのことは、現在でも何ら変わっていない。したがって、裁判官の人事評価に関しては、表と裏の二重帳簿システムが採られている可能性が高いとみてよいだろう。常識的に考えても、裁判所のような組織であえて開示の申出を行うほどに不遇を感じている裁判官に関する「評価」が、前記のような型通りの好評価だけであるというのは、きわめて奇妙ではないだろうか？

司法研修所という名の人事局の出先機関、職人的教育システムの崩壊

司法研修所は、司法試験に合格した司法修習生（以下、単に「修習生」という）の教育と裁判官の生涯教育を担当する機関であり、セクションもこの二つに大きく分かれている。

こう書くと、誰でも、法科大学院に類するような高等教育機関というイメージを抱くであろう。しかし、実際にはそうではない。

これは、学者を含む法律家の間にさえあまり知られていないことなのだが、司法研修所は、事務総局人事局と密接に結び付いて最高裁長官や人事局長の意向の下に新任判事補を選別し、また、裁判官の「キャリアアシスト教育」を行う、実質的な意味での「人事局の出先機関」なのである。人事局と司法研修所教官、ことに修習生の教育選別を行う部門と裁判官教育を行う部門との各上席教官（後者の上席のほうが格は上）、また司法研修所事務局長（以上、いずれも東京地裁裁判長クラスの裁判官）とのパイプはきわめて緊密である。そして、